

熊本県後期高齢者医療広域連合広域連合  
事務用モノクロ複合機賃貸借に係る入札説明書

熊本県後期高齢者医療広域連合

## 〔目 次〕

第1	入札の全般に関する事項	1
第2	入札書作成要領	6
第3	落札者決定基準	6
第4	競争入札心得	8
第5	入札関係様式	13
第6	熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借 仕様書	27
第7	熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借 契約書（長期継続契約）（案）	31

## 第1 入札の全般に関する事項

### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借  
(2) 概 要 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借  
仕様書のとおり  
(3) 契約期間 契約締結日から令和13年3月31日まで  
※この賃貸借は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2  
34条の3及び熊本県後期高齢者医療広域連合長期継続契  
約に関する条例（平成30年条例第3号）に基づく長期継続  
契約である。

### 2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者  
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当するため、熊本県知事又は  
熊本県内の市町村長が一定の期間を定めて競争入札に参加させないことと  
した者に該当しない者  
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条、民事再生法（平成1  
1年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の  
申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がな  
されている者  
(4) 広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第  
2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定する暴力団等関係者では  
ない者  
(5) 法人税、消費税及び地方消費税、事業税その他の国税、県税及び市町村民  
税（熊本県内に営業所等がない場合は、本社所在地等）の滞納がない者  
(6) 過去2年間の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする  
契約を2回以上にわたって、すべて誠実に履行した者

### 3 入札説明書の交付

入札説明書を次のとおり交付する。

なお、入札説明書は、広域連合ホームページ（入札公告）からダウンロード  
することができる。

(1) 交付期間

公告日から令和8年2月18日（水）まで

\*土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

(2) 交付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 交付場所

〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県市町村自治会館2階 熊本県後期高齢者医療広域連合

総務課 企画財務班（TEL 096-368-6511）

#### 4 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）及び添付資料（以下「申請書類」という。）を広域連合企画財務班担当者（以下「契約担当者」という。）へ提出し、本件の入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、本件の入札に参加することができない。

(1) 提出期間

公告日の翌日から令和8年2月18日（水）まで

\*土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

記「3 (3)」に同じ。

(4) 申請書類

ア 本件についての一般競争入札参加申請書（様式第1号）

イ 使用印鑑届（様式第2号）

ウ 会社経歴書（様式第3号）

エ ウに記載した契約に係る契約書の写し

オ 支店長等が本社から委任され契約者となる場合にあっては、委任状（様式第4号の1）

カ 営業所一覧表（任意様式）

キ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）

ク 市町村民税、県税、国税それぞれの納税証明書

\*熊本県内に営業所等がない場合は、本社所在地等の滞納がない旨を確認できる書類

\*滞納又は未納がないことを証するものに限る。

(提出日を基準に3か月以内に発行されたもの)

ヶ 定款

コ 商業・法人登記簿謄本（提出日を基準に3か月以内に発行されたもの）

サ 財務諸表（直近2年分）

シ 印鑑証明書（提出日を基準に3か月以内に発行されたもの）

ス 機能証明書（「様式第11号 機能証明書」を参照）

(5) その他

ア 申請書類の作成費用は入札参加希望者の負担とする。

イ 申請書類の提出は、期間内に提出場所へ持参又は郵送により行う。

ウ 申請書類は返却しない。

エ 記「(4)」クからシまでの書類については、写しの提出でも可とする。

オ 提出された申請書類に不備があった場合、修正を行い、記「(1)」の提出期間までに再提出すること。

カ くまもと県市町村電子入札システム内の有資格者情報に登録されている者は、記「(4)」キからサの書類を省略することができる。

## 5 入札参加資格審査結果の通知

申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により令和8年2月20日（金）までに通知する。

## 6 入札に関する質問

(1) 入札に関する質問がある場合は、質問書（様式第7号）により、電子メールにて提出すること。なお、入札参加資格に関する問合せについては、記「3(3)」において隨時行っているため、質問書による提出はしないこと。

(2) 質問書の送付先となる電子メールのアドレスは、  
koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp とする。

(3) 質問の受付期間は、公告日から令和8年2月10日（火）正午までとする。

(4) 回答は、記（3）から2営業日以内に電子メールによって行い、併せて広域連合ホームページにも掲載する。

## 7 入札執行手続等

本件は、一般競争入札によるため、この入札説明書に基づき本件に関する入札書を提出すること。

なお、入札書の詳細な作成方法は、「第2 入札書作成要領」による。

### (1) 入札日

令和8年2月26日（木）午後2時00分

### (2) 入札場所

熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館 2階

熊本県後期高齢者医療広域連合 会議室

### (3) 提示書類

入札参加資格確認のため、一般競争入札参加資格審査結果通知書（写し可）を契約担当者の求めに応じ提示すること。

### (4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨に限る。

### (5) 入札方法

ア 入札書持参による入札とする。

イ 入札に参加する者は、本人確認書類（免許証等）を持参すること。

ウ 代理人をもって入札する場合は、入札書に委任者と代理人を併記し、当該代理人の記名をもって入札すること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）と代理人の本人確認書類（免許書等）を持参すること。

エ 入札担当者は前述の本人確認書類をもって、入札書の記載事項を検査する。

オ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額の月額を入札書に記載すること。

### (6) 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札日までに納入しなければならない。ただし、熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則（以下「契約規則」という。）第4条第2号の規定に該当する場合は免除することができる。

(7) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を契約締結のときまでに納入しなければならない。ただし、契約規則第28条第2項第3号の規定に該当する場合は免除することができる。

(8) 入札の無効

期限までに入札参加申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、広域連合により入札参加資格のある旨が確認された者であっても、確認の後、入札時点において記「2」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で、最も低価格にて入札した者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを行い決定する。

(10) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しないときには、次点となつた入札者と契約の交渉を行う。なお、次点者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(11) 入札の申請者が1者の場合の取扱い

一般競争入札参加申請書提出期限内に申請者が1者だった場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

(12) 入札参加者の入札価格等の公表

入札参加者全ての商号及び入札価格は落札者決定後、広域連合ホームページにより公表する。

## 8 契約等に関する事項

(1) 本件は、一般競争入札とし、入札価格により落札者を決定する。

(2) 落札者との契約については、「第7 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借契約書（長期継続契約）（案）」に基づき、落札後に広域連合が示す契約書をもって契約締結するものとする。

(3) 本契約に関する不正行為を原因とする契約解除条項を契約書に盛り込むものとする。

(4) 支払は請求書を受け取った日から30日以内に行うものとする。

## 9 その他

- (1) 入札は、「第4 熊本県後期高齢者医療広域連合競争入札心得」に基づき、実施するものとする。
- (2) 入札参加申請書等の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更届（様式第8号）により、遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて、届けなければならない。
- (3) 申請書類を提出した後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第10号）により届けなければならない。

## 10 入札書に関する事項

### (1) 入札書の種類

入札にあたっては入札書（様式第9号）を使用すること。  
また、入札書には、見積書（任意様式）を添付すること。

### (2) 入札書作成要領

詳細は、「第2 入札書作成要領」による。

## 第2 入札書作成要領

### 1 入札書の種類及び提出部数等

入札書（様式第9号） 1部  
見積書（任意様式） 1部

### 2 入札書の作成要領

入札書による入札を行う場合は、次の事項に注意し、入札を行うこと。

- ア 入札書に記名を忘れずに入札すること。
- イ 入札書に記載する日付は、入札日を記載すること。
- ウ 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する額（いわゆる税抜き価格）の月額を入札書に記載すること。
- エ 入札書は、封筒に入れず入札箱へそのまま入札すること。
- オ 代理人をもって入札する場合は、入札書に「当該代理人の氏名」を記入すること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。なお、入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- カ 落札者は、後日、明細書を提出すること。

### 第3 落札者決定基準

熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借に係る落札者決定基準については、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

## 第4 競争入札心得

### 熊本県後期高齢者医療広域連合競争入札心得

#### (目的)

第1条 この心得は、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

#### (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、この心得、入札説明書等の各条項等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札説明書等により契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

#### (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### (入札参加資格)

第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）において指定した期日までに、公告又は入札説明書において指定した書類を入札担当者等に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 前項に規定する公告に掲げる入札参加に必要な資格を有しない者
- (2) 入札参加申請をしていない者
- (3) 入札日において、入札参加に必要な資格を有しなくなった者
- (4) 前各号に挙げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、定められた日時に、定められた場所へ、所定の入札書を記名のうえ、持参により提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札参加時に入札担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、代理人の記名をもって入札するものとする。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
- 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
- 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
- 6 入札参加者は、入札書を提出する際は、次の各号により行わなければならぬ。
  - (1) 入札書に記名のうえ、申し込まなければならない。
  - (2) 入札書の日付は、入札日を記載しなければならない。(入札書記入の日を記入しないこと。)

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届を入札担当職員等に提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取り止めことがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めがある。

(開札)

第9条 開札は、入札会場において入札書提出後直ちに行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所へ提出されない入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 委任者名の併記されていない委任状を提出した代理人がした入札
- (5) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札
- (7) 入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
- (8) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- (9) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適当であると認められる入札
- (10) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (11) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札金額の記載)

第11条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を抜いた金額（税抜金額）を入札書に記載すること。

（落札者の決定）

第 12 条 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

- 2 前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。
- 3 開札に際して予定価格の制限に達しないときは、再度入札を実施することができる。

（契約書の提出）

第 13 条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内に入札（契約）担当職員に提出しなければならない。ただし、入札（契約）担当職員の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（違約金の徴収）

第 14 条 落札者が契約を締結しないときは、契約希望金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（契約の解除）

第 15 条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受託者」という。）が、独占禁止法、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3、第 198 条又は契約条項に違反する行為を行ったと認められるときは、広域連合は契約を解除することがある。

（不正行為に係る賠償額の予定等）

第 16 条 受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは法令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、広域連合が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。な

お、賠償金の支払は、広域連合と締結した契約において前述の行為があつた場合又はその疑いがある場合とする。

- 2 受託者は、広域連合に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、その契約に係る業務内容が完了した後においても同様とする。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後において、この心得、契約書案等の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 入札に際しては、全て入札担当職員の指示に従うこと。

## 第5 入札関係様式

(様式第1号)

### 一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 大西 一史 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

件名 :

上記件名についての一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てを行いません。

(様式第2号)

### 使 用 印 鑑 届

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

実印	使用印

件名 :

上記の印鑑は、本件の次の行為に対し使用したいのでお届けします。

- 1 契約を締結すること。
- 2 契約に関する各種証明をすること。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(様式第3号)

## 会社経歴書

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

設立年月日

資本金

総職員数

下表へ過去2年以内に履行を完了した国又は地方公共団体における類似する契約の実績を2件以上記載してください。

契約者	契約期間	業務名	契約金額(千円)
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

※主なもの5件(履行実績が5件以内の場合は、全件)を記載してください。

記入責任者

氏名

電話 ( )

E-mailアドレス

(様式第4号の1)

委任状

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

件名:

上記件名に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

代理人 事業所所在地

商号又は名称

職・氏名

記

(委任事項)

- 1 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出について
- 2 見積又は入札について
- 3 契約の締結について
- 4 契約代金の請求及び受領について
- 5 契約に関する各種証明事項について

\*委任しない事項については削除すること。

(様式第4号の2)

委任状

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

件名:

上記件名の入札に関し、次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受任者 職名

氏名

(様式第5号)

役員等名簿及び照会承諾書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

住 所  
商号又は名称  
代表者

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除に伴い熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	氏名	住 所	生年月日	性別
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			
	-----			

- ※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読み下さい。
- ※ 本承諾書の作成にあたっては、裏面を両面印刷すること。

【注意事項】

1 氏名、住所等、この書面に記載された全ての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。

熊本県後期高齢者医療広域連合がこれらの情報をもとに熊本県警察本部長（以下「警察本部長」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部長は熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）の実施機関と定められています。

2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。

- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む。）、執行役（代表執行役を含む。）、会計参与及び監査役
- (2) 合名会社又は合同会社については、社員
- (3) 合資会社については、無限責任社員
- (4) 社団法人又は財団法人については、理事、監事及び会計監査人
- (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
- (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
- (7) 個人については、その者
- (8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者
  - ア 支配人をおく場合は、支配人
  - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
- (9) 当該法人が会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人

3 この書面の記載に当たっては、対象者全ての同意を得てください。

(様式第6号)

熊広医〇第 号  
令和 年 月 日

様

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史

一般競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のあった一般競争入札の参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

申 請 の あ っ た 件 名	
入 札 日 時	
入 札 執 行 場 所	
入 札 参 加 資 格 の 有 無	
入 札 保 証 金 に つ い て	
参加資格がないと認めた理由	

(注) 1 この通知（写し可）は、入札書を提出する際に持参すること。  
2 この通知を紛失したときは、直ちにその旨を届けること。

(様式第7号)

質問書

令和 年 月 日

件名

商号又は名称

代表者職氏名

質問事項	
質問理由	

(様式第8号)

記載事項変更届

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

件名：

上記件名についての一般競争入札参加申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 令和 年 月 日

5 変更理由等

(様式第9号の2)

## 入札書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

所在 地

商号又は名称

代表者職氏名

代理人氏名

熊本県後期高齢者医療広域連合契約規則及び入札説明書等に掲げる事項について承諾のうえ、入札します。

記

件名 :

金額	(1月あたり)	円
----	---------	---

(注) 1 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額の月額を入札書に記載すること。  
2 金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に￥記号をつけること。  
3 代理人をもって入札する場合は、当該代理人の氏名を記載すること。

(様式第10号)

入札辞退届

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 一史 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

下記の入札案件について、都合により入札参加を辞退します。

記

1 入札日 令和 年 月 日 ( )

2 件名

3 辞退理由

(注意)

辞退届の提出により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

(様式第11号)

機能証明書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西一史様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

印

（本件に関する問い合わせ先）

担当部署：

担当者名：

電話番号：

E-mail：

「熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借」（令和8年1月29日公告）の入札について、広域連合の仕様に適合することを証明するため、本書を提出いたします。また、本書に示した以外の事項にあっても、広域連合の仕様の全ての事項を満たすことを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して納品及び保守業務等を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、熊本県後期高齢者医療広域連合の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

事務用モノクロ複合機機能証明一覧

仕様項目	仕 様 内 容	回答
機 種 名		
最大原稿サイズ	A3以上	
最大複写サイズ	A3以上	
最小複写サイズ	A5以下、手差しでハガキ、封筒も可能	
複写倍率	3段階以上の縮小及び3段階以上の拡大固定倍率、50～200%のズーム機能の両方装備	
給紙トレイ	トレイ3段以上（1段500枚以上）+手差しトレイ（50枚以上）	
カラー モード	モノクロ	
モノクロ複写速度	A4 65枚／分 以上	
原稿読み取り機能	自動原稿送り装置、両面同時スキャン	
フィニッシャー機能	ソート、中綴じ、ステープル、2穴パンチ、Z折り、二折り	
	A4とA3が混在する原稿を印刷する場合でも、A3はZ折りを行い、A4と併せて自動でステープルやパンチ穴開けができる。	
スキャン機能	カラースキャナー形式。保存形式の指定（PDFファイル、画像ファイル）可能、パソコン共有フォルダ等へのデータ送信可能。	
	グループウェアでスキャナー機能が使えること。	
プリンター機能	パソコン端末画面で両面印刷の指示が可能。	
ファクシミリ機能	G3回線	
	メモリー保存機能での送受信可能であること 誤送信抑制機能を有すること	
対応OS	Windows 11	
インターフェイス	二つ以上のネットワークポート、一つ以上のUSBポートを有すること。	
	各ネットワークは物理的に独立し、HUBやケーブルの混線防止策を講じること。※二つ以上のネットワークを有し、二つのネットワークが物理的に独立していること	

※1 「回答」欄には仕様内容を満たす場合には「○」、満たさない場合には「×」を記入してください。

※2 仕様内容を満たすことを裏付ける資料（カタログ、メーカー発行の証明書、技術資料、webページ等）を添付してください。

## 第6 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借仕様書

### 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借仕様書

#### 1 複合機の機種機能

複合機は、別紙1に掲げる仕様以上の機能を有する機種とし、新造品であること。

#### 2 賃借料に含まれる経費

賃借料には、新規複合機の搬入、設置、設定、賃貸借期間満了時の撤去、付保する動産総合保険等に要する一切の経費を含むものとする。

また、本件賃貸借には、当該複合機の保守、点検、修理、消耗品の供給等は含まれない。これらの保守業務については、別途契約を締結するものとする。

なお、リモートサービス機能を有する複合機については、当該経費も含むものとする。

※既存複合機の撤去、搬出費用に関しては、既存複合機の契約者の賃借料に含まれる。

#### 3 搬入、設置、撤去、設定作業

(1) 新しい複合機を搬入、設置、組立て、既存のネットワークと接続を行い、必要な設定を行うこと。また、HUB等必要な機器を準備すること。

また、既存複合機との入替えに関しては、既存の契約者との調整の上、業務に支障を来さない範囲で行うこと。

(2) ネットワークプリンタ、スキャナが機能するためには必要なソフトウェア、ドライバ（以下「ソフトウェア等」という。）の入ったCD-ROM、ネットワークプリンタ設定マニュアル、ネットワークスキャナ設定マニュアル等を設置所属に納入し、接続するLANパソコンへのソフトウェア等の導入及び設定を行うこと。

(3) ネットワーク接続後、設置所属の指定する府内LANパソコン1台以上を使用し動作確認を行うこと。

(4) ファクシミリ機能付きの機種の場合、事前に提供するデータを基に電話帳等の情報を更新機種へ新規登録すること。

(5) 複合機1台につきCD-ROM及び各マニュアルを各1部納入すること。搬入後、設置所属の担当職員に、ソフトウェア等のインストール作業、府内L

ANパソコン及び複合機の設定並びに操作に関する説明を行うこと。その際、省資源に有効な機能等は必ず説明すること。

(7) 契約対象及び設定項目は次のとおりとする。その他、仕様書に定める機能を発揮するために必要な設定を行う。

	モノクロ複合機
契約対象となる 設定項目	全職員のグループウェア端末38台とネットワーク接続を設定し、各端末にドライバーインストールを行う。また、グループウェアでスキャナーが使用できるように設定を行う。 必要に応じてネットワーク機器を追加する。

#### 4 保険

賃貸人は自己の責任において、賃貸借する複合機に動産総合保険を付保するものとする。

#### 5 設置場所

複合機の設置場所及び各端末の設置状況は別紙2のとおり。

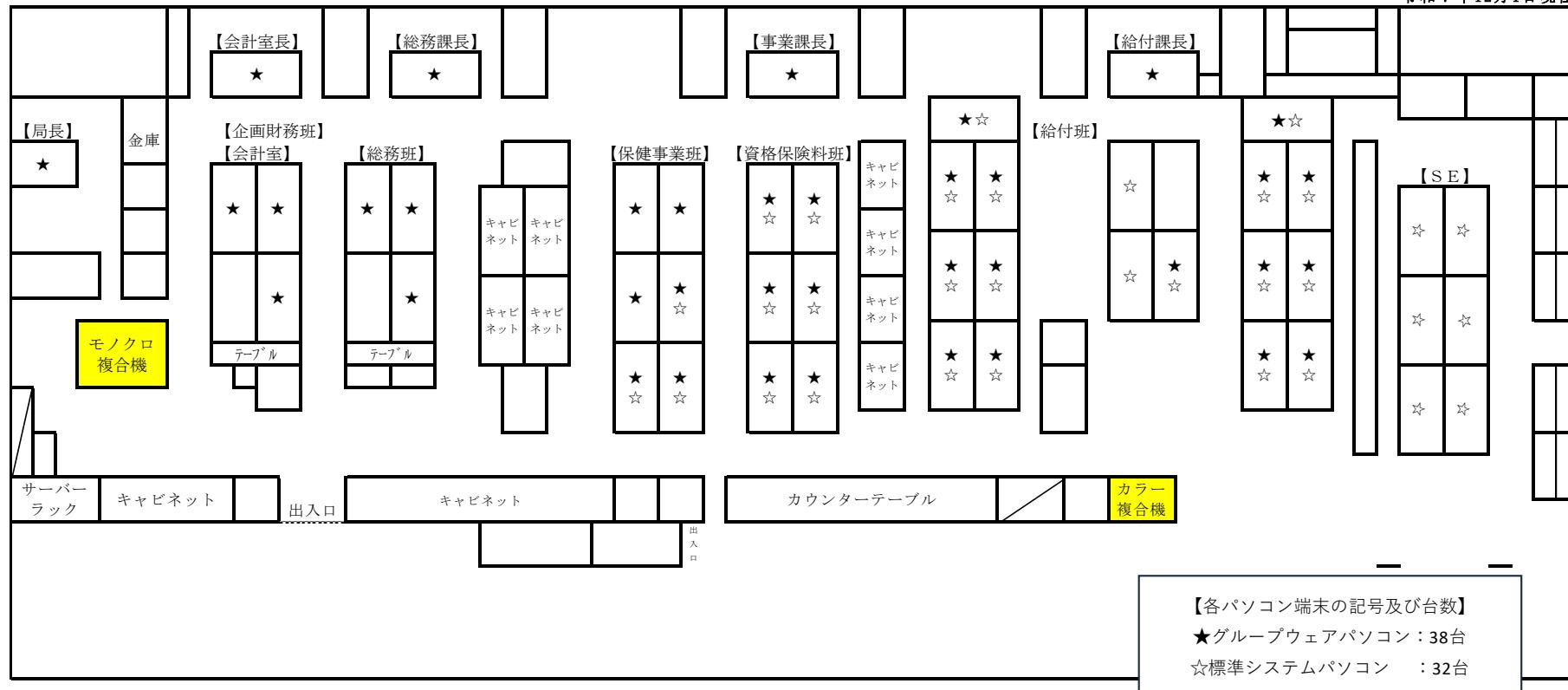
別紙1

機 器	モノクロ複合機
最大原稿サイズ	A3以上
最大複写サイズ	A3以上
最小複写サイズ	A5以下、手差しでハガキ、封筒も可能
複写倍率	3段階以上の縮小及び3段階以上の拡大固定倍率、50～200%のズーム機能の両方装備
給紙トレイ	トレイ3段以上（1段500枚以上）+手差しトレイ（50枚以上）
カラー モード	モノクロ
モノクロ複写速度	A4 65枚/分 以上
原稿読み取り機能	自動原稿送り装置、両面同時スキャン
フィニッシャー機能	ソート、中綴じ、ステープル、2穴パンチ、Z折り、二折り A4とA3が混在する原稿を印刷する場合でも、A3はZ折りを行い、A4と併せて自動でステープルやパンチ穴開けができる。
スキャン機能	カラースキャナー形式。保存形式の指定（PDFファイル、画像ファイル）可能、パソコン共有フォルダ等へのデータ送信可能。 グループウェアでスキャナー機能が使える。
プリンター機能	パソコン端末画面で両面印刷の指示が可能。
ファクシミリ機能	G3回線 メモリー保存機能での送受信可能であること 誤送信抑制機能を有すること
対応OS	Windows 11
インターフェイス	二つ以上のネットワークポート、一つ以上のUSBポートを有すること。 各ネットワークは物理的に独立し、HUBやケーブルの混線防止策を講じること。

別紙2

熊本県後期高齢者医療広域連合事務局配置図

令和7年12月1日現在



第7 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借契約書  
(長期継続契約) (案)

熊本県後期高齢者医療広域連合  
事務用モノクロ複合機賃貸借契約書 (長期継続契約)

1 件名 熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借

2 設置場所 熊本県後期高齢者医療広域連合事務局内

3 賃貸借期間 自 令和 8年 月 日  
至 令和 13年 3月 31日  
ただし、令和 13年 3月については、次回更新する複合機の  
搬入搬出作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

4 賃貸借料 (月額) 

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ￥ \_\_\_\_\_ -)

5 賃貸借の内容 別紙「仕様書」のとおり

6 契約保証金 ￥〇〇,〇〇〇- (又は免除)

上記賃貸借業務について、賃貸人\_\_\_\_\_と賃借人 熊本県  
後期高齢者医療広域連合とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の  
条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと  
する。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、賃貸人及び賃借人が記名押印  
のうえ、各自その1通を保有する。

令和 8年 月 日

賃貸人 所在地  
名 称  
代表者 ㊞

賃借人 所在地 熊本県熊本市東区健軍二丁目 4番 10号  
名 称 熊本県後期高齢者医療広域連合  
代表者 広域連合長 大西 一史 ㊞

(目的)

第1条 賃貸人と賃借人とは、熊本県後期高齢者医療広域連合事務用モノクロ複合機賃貸借に係る業務を適正(効率的)に行うことを目的に、仕様書に定める物件の賃貸を行うものとし、賃借人はその対価として賃貸料を支払うものとする。

2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互通合しないものがあるときは、賃借人と賃貸人とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、賃借人が定めて賃貸人に指示するものとする。

3 この契約の履行に必要な一切の経費は、この契約の賃貸料に含まれるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、賃貸人及び賃借人は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、賃貸人及び賃借人は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 賃貸人及び賃借人は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 賃貸人は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 賃貸人は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。

(1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、賃借人が確実と認める金融機関の保証

3 賃貸人は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、賃貸人は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を賃借人に寄託しなければならない。

4 前3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、賃借料を1年間当たりの額に換算した額の10分の1以上としなければならない。

- 5 貸借料の変更があった場合には、保証の額が変更後の貸借料を1年間当たりの額に換算した額の10分の1に達するまで、貸借人は、保証の額の増額を請求することができ、貸貸人は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 貸貸人が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第17条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 7 前各項の規定は、熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務取扱規則（平成26年規則第1号）第28条第2項各号（第1号及び第2号を除く。）の規定に基づき、貸借人が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 貸貸人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、貸借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

（従事者に関する貸貸人の責任）

第5条 貸貸人は、この契約による業務に従事する者（再委託又は再委任を受けた者を含む。）による業務上の行為については、一切の責任を負う。

（秘密の保持）

6条 貸貸は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は貸貸借の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（一般的な損害）

第7条 物件の引渡し前に、物件に生じた損害は、貸貸人がその費用を負担する。ただし、貸借人の責めに帰すべき事由による損害については、この限りでない。

（検査）

第8条 貸貸人は、物件を貸借人の指定する場所に納入し、貸借人の検査を受けた後に、貸貸借期間の開始までに使用できる状態にし、引き渡すものとする。

- 2 貸貸人は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 貸貸人は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 4 賃借人は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 5 第1項及び前項の検査に必要な経費並びに検査のための変質、消耗又は毀損した物件に係る損失は、全て賃貸人の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものはこの限りでない。

#### (物件の故障)

第9条 賃貸人は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つよう に保守、点検及び整備を行うものとし、物件が故障したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行うものとする。

- 2 賃貸人は、物件の故障が長時間にわたり保守に時間を要して賃借人の業務に支障をきたす場合は、賃借人の求めにより賃貸人の負担において、直ちに同機種で同性能を有する物件を使用できるように処置するものとする。
- 3 前2項に関する費用は、賃貸人の責めに帰すべき事由による場合は賃貸人の負担とし、賃借人の責めに帰すべき事由による場合は賃借人の負担とする。当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由の場合は第15条の規定による。

#### (賃借料の支払)

第10条 賃貸人は、月ごとに前月分の賃借料を賃借人に請求するものとする。

- 2 賃借人は、賃貸人の契約履行を確認し、賃貸人から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に賃借料を賃貸人に支払うものとする。

#### (契約不適合責任)

第11条 賃借人は、仕様書等に定める機器の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、法令又はこの契約で別に定めがあるときを除き、賃貸借期間中、賃貸人に対して、その契約不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求（以下この条において「請求等」という。）することができる。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害賠償額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、賃貸人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 賃借人が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨

を賃貸人に通知した場合において、賃借人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 賃借人は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各号の規程は、契約不適合が賃貸人の故意又は重過失により生じたものであるときには通用せず、契約不適合に関する賃貸人の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 賃借人は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに賃貸人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることができない。ただし、賃貸人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

#### （履行遅滞の場合における損害金等）

第12条 賃貸人の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の開始までに引渡しを完了することができない場合において、賃借人は損害金の支払を賃貸人に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、賃借料を1年間当たりの額に換算した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額とする。
- 3 賃借人の責めに帰すべき事由により、第10条第2項の規定による賃借料の支払が遅れた場合において、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。
- 4 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### （事故時の責任分担）

第13条 賃貸人又は賃借人は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、賃貸人と賃借人とが協議して定めるものとする。

(物件の管理責任等)

第14条 賃借人は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 賃借人は、物件を本来の用法によって使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

(不可抗力による費用等の負担)

第15条 賃貸人又は賃借人は、賃貸借期間中に予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）に伴い損害又は損失が発生した場合、双方協議のうえ費用等の負担を定める。

(賃借人の解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、賃貸人の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 賃借人は、民法第542条に定めるもののほか、賃貸人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、賃貸人の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 賃貸借期間の始期を過ぎても物件の引渡しをしないとき、又は引渡しを完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第20条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。
- (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。
- (8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。

(9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められるとき。

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(11) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び第18条において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 賃貸人がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(12) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、賃貸人は、賃貸料を1年間当たりの額に換算した額の10分の1に相当する額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合みなす。

- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定による契約の解除によって、賃貸人に損害が生じた場合において、賃貸人の責めに帰すべき事由がある場合は、賃借人は、その損害を賠償する責めを負わない。

4 第1項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、賃借人がその超える部分について賃貸人に対し損害賠償を請求することを妨げない。

5 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（談合行為等に対する解除措置）

第18条 賃借人は、第17条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃貸人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 賃貸人が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 賃貸人又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

（その他の解除権）

第19条 賃借人は、賃貸借期間が終了するまでの間は、第16条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 賃借人は、前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の当該年度における契約金額相当額を上限とする。
- 3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、賃貸人と賃借人とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、賃貸人に通知するものとする。

（賃貸人の解除権）

第20条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 業務の内容を変更したため賃借料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 賃借人がこの契約に違反し、その違反により契約内容を履行することが不可能となったとき。
- 2 賃貸人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を賃借人に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の当該年度における契約金額相当額を上限とする。

（物件の返還）

第21条 賃借人は、賃貸借期間の終了又は契約の解除によって物件を賃貸人に返還する場合には、物件を原状に復して返還するものとする。ただし、賃貸人と賃借人が協議の上現状のままで返還することができるものとする。

- 2 賃貸人は賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、速やかに物件を撤去しなければならない。

（事故報告）

第22条 賃貸人は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

(専属的管轄裁判所)

第23条 この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第24条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、賃借人の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。

2 賃貸人は、前項に伴う解除により損害が生じたときは、当該年度におけるこの契約の契約金相当額を上限としその損害について賃借人に請求することができる。

(雑則)

第25条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて賃貸人と賃借人とが協議して定めるものとする。